

氏名（本籍）	田中友香理
学位の種類	博士（文学）
学位記番号	博甲第 7196 号
学位授与年月日	平成 27 年 3 月 25 日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	人文社会科学研究科
学位論文題目	近代日本における進化論と国家思想 —加藤弘之を中心として—

主査	筑波大学教授	博士（文学）	中野目 徹
副査	筑波大学教授	博士（文学）	千本 秀樹
副査	筑波大学教授	博士（文学）	伊藤 純郎
副査	筑波大学教授	法学博士	竹中 佳彦

論文の要旨

本論文は、19世紀中頃から第一次世界大戦頃にかけて欧米を中心に世界的に流行した進化論が、同時代の日本における国家思想にいかなる影響を与えたのかを、初代東京大学総理を務めた学者・思想家である加藤弘之（1836～1916）を中心として解明しようとするもので、序章、終章を含めて7章20節からなる作品である。全体の視点は、明治維新を経ていわゆる明治国家が形成された当該期の日本において、進化論が近代国家の編成原理をいかに説明し、現実の国家体制と関わっていったのかを明らかにすることで、課題に応じていこうとするところにある。

序章「本論文の課題」では、まず、進化論が日本を含めた世界各地で多様な受容のされ方をしたことが示唆され、先行研究を批判的に紹介したうえで、一貫して国家思想の構築を図るためにこの学説を受容し展開した加藤弘之に着目することで、形成—再編期の明治国家をめぐる思想史を構想するという本論文の目的が設定される。ついで、一次史料の所在も含めた残存史料の体系と本論文全体の構成が示される。

第1章「進化論の受容と国家構想の競合」では、はじめ東京大学を窓口にも生物進化論が我が国に受容されたが、間もなくE・フェノロサによってH・スペンサーの社会進化論が紹介されると、明治政府の官僚や自由民権家の政治理論だけでなく美術や宗教の説明にも応用されたことが、有賀長雄と井上円了の事例を中心に明らかにされる。加藤弘之の場合、明治10年（1877）前後から、H・T・バッケルやE・H・ヘッケルらの著作から開化史における自然決定論や進化論を学ぶことで、同15年に『人権新説』を執筆・刊行することになる。先行研究で同書は、自由民権派が依拠する天賦人権論に対する批判としての側面が強調され、加藤の「転向」を画する書として評価されてきたが、著者は、開化史と進化論を受容した加藤にとって、国際競争で生き残るため早急に立憲政体を確立し国家統治の安定化を図ることが同書の眼目であったと主張する。

さらに、ここで遡及的に『人権新説』以前の加藤の国家思想が再確認され、初期著作以来明治7年（1874）刊行の『国体新論』に至るまでドイツの国法学者J・K・ブルンチュリから多くを学び、その国家法人説や国家有機体説に依拠した立憲君主制論の影響を受けていたと指摘される。したがって、加藤にとっては天皇を「国

家第一等ノ高官」とする立憲君主政体の導入が理想とされ、「人民ノ安寧幸福」こそが「国体」だとされた。このような加藤の国家思想は、天皇の侍講や元老院議官を務めていた彼と政府や宮中の保守派・守旧派の対立を生み、また、明治14年政変以降のいわゆる明治国家形成過程において、伊藤博文とも井上毅とも元田永孚とも異なる境位に立たせることになった。

第2章『人権新説』の世界』では、第1章で概括的に取り上げられた『人権新説』に対する書誌学的な分析を加える。『人権新説』がその初版と第2版、第3版でテキストの異同が多いことは夙に指摘されてはいたが、これらに1文字単位で詳細な批判を加えた研究はなかった。この作業を行なったのが本章である。まず、引用書目の全体像を示して、内容的にヘッケルの影響が大きいことを指摘し、ついで、初版と第3版の校合作業を同時代の他の論者の主張との比較において行なうことにより、以下の諸点を明らかにした。第1に、加藤は「優勝劣敗ノ定規」である「万物法 Law of Nature」を単なる「宇宙万物ヲ制御スル所ノ定規」ではなく、万物の「生滅消長」から「吾人心性ノ作用」「社会ノ活存」までを支配する原理として再設定していること、第2に、加藤は社会の発展を「最大優者」と「上等平民」の競争とみなし、この競争が「良正ナル優勝劣敗」の下に行なわれることが望ましいとしたこと、そして第3に、「大優勝劣敗」という概念を導入し、「最大優者」によって「権利」が賦与されることで、「王公政府」が「名分上ノ権利」を有し「上等平民」が「社会共存上ノ権利」を有して「社会ノ安寧幸福」を実現するのが理想の国家だとしたこと、である。つまり、『人権新説』を書いた加藤は、「天」からではなく「最大優者」から賦与された「権利」に基づいて「最大優者」と「上等平民」によって共治され「人民ノ安寧幸福」を増進させる立憲君主国家を、この時点における国家思想として提示したのだと結論される。

第3章「欧化主義の政治と社会進化論の展開」では、明治国家形成が最終段階に入る明治20年前後の進化論と、東京大学総理を更迭され元老院議官に転じた加藤の「自由」と「権利」と「自治」をめぐる思想の展開が検討される。最初に、進化論の蔓延を指して「当時の思想界は無政府なり」と断じた山路愛山の発言が紹介されるが、明治20年代の思想界を牽引する「平民主義」を唱えた民友社、「国粹主義」を唱えた政教社の面々、そしてリバイバル期を迎えたキリスト者たちも、それぞれに進化論に依拠しながら自説を開陳した。そのようななかにあつて加藤は、『人権新説』刊行以来「人権進化史」の構想を練っていたが、そのノートが本章でまず検討される膨大な草稿「自由論」である。ここで加藤は、ヘッケルをはじめF・ヘルワルドらの著作を参照しながら、「自由」を「法律上ノ自由」と「實際上ノ自由」に二分し、その由来と本質をしだいに「自由」＝「権力」＝「強者ノ権利」という原則に収束させていく。一方、「権利」も「公事上ノ権利」と「私事上ノ権利」に二分され、両者の衝突を避けるために設定されるのが「自治」の領域である。著者によれば、この「自治」をめぐる加藤の自説が明確に示されたのが元老院会議における市制・町村制、府県制・郡制審議の場であり、「元老院会議筆記」を主たる史料として、山県有朋を中心に進められた地方自治制度制定の動向とは相対的に独自の主張をしたことが指摘されている。

第4章「強者の権利」と明治国家の確立」では、明治22年(1889)の大日本帝国憲法(と皇室典範)及び翌年の教育勅語によって、いわゆる明治国家体制と国体が確立した時期の進化論と加藤による雑誌『天則』の発行が取り上げられる。この時期になると進化論はアカデミズムのなかで生物進化論と国家学として定位されたことが明らかにされる。ところが同じ時期の加藤の場合、個人雑誌として政論雑誌『天則』を創刊したことが注目されるという。著者は、『天則』に対してメディア史的分析を加えたうえで、『人権新説』では「万物法」(永久に続く「優勝劣敗」)としていたものが、ここでは国家内における「優勝劣敗」を抑制する「天則」へと変容していることに着目する。また、この雑誌発行の過程で政教社グループと接近して大隈条約改正反対運動と連動し、保存し顕彰すべき「国粹」を「無窮皇統」と「日本人種」と明示した点を重視する。こうした国体論への接近とも見られる主張の変化は、『強者の権利の競争』(明治26年)や『道德法律之進歩』(同2

7年)でも確認できるが、著者はこの変化をもたらした要因を社会有機体説の導入に見ようとしている。

第5章「明治国家の再編と「族父統治」論」では、日清・日露戦争期において、進化論は丘浅次郎の『進化論講話』(明治37年)に見るようにアカデミズムの世界から中等教育の世界に下降して定着する一方、北一輝の『国体論及び純正社会主義』(同39年)のような国体論批判や初期社会主義者の著作のなかにかがえることが指摘される。そうしたなかにあつて、加藤の場合、一貫して進化論の論理をもって再編期の明治国家の編成原理と体制を弁証しようとしていたとされる。本章では、そのような加藤の試みを明治33年(1900)に初版が刊行され、同36年に増補改訂版が出された『道徳法律進化之理』のテキスト比較によって明らかにしていく。それによれば、ここでもヘッケルの「第三段階有機体」という考え方に学びながら、「利己心」と「利他心」の競争によって「道徳法律」が「進歩発達」して「国家的社会ノ安寧幸福」が累進されていく過程が「宇内統一国」(全人類)形成という理想へ向けて構想されているという。さらに、晩年の『自然と倫理』(明治44年)や『国家の統治権』(大正2年)になると、天皇を「族長」とする立憲君主制を「族父統治」論という独特の国家思想として結実させていくことが述べられる。

終章「成果と残された課題」では、大正2年と同3年に加藤が自分の祖先の地として茨城県筑波郡大穂村を訪問し、同地の一の矢神社に石碑を建立し扁額を奉納したことが、晩年の加藤の心象風景として紹介されたあと、本論文の成果と残された課題がまとめて提示されている。全体の成果としては、近代日本における進化論の代表的な論者である加藤弘之の思想を、国家思想との関わりにおいて内在的に捉え直すことによって、従来の「転向」の思想家という評価を相対化するとともに、現実の明治国家の統治構造とその正当性を進化論という学知によって説明し続けた学者・思想家として再定位したことが強調される。

審査の要旨

1 批評

本論文は、近代日本の思想史を構想しようとするとき、今なおアポリアとして存在し続けている進化論という学説の役割の解明に果敢に斬り込み、そのようなコンテクストのうえに加藤弘之の国家思想の展開を位置づけようとしたきわめて意欲的な作品である。思想解明の手法という点でも、加藤の著作に書誌学的な分析を加えることで、彼の思索のプロセスを明らかにすることから思想の特質を浮かび上がらせたほか、雑誌『天則』に対してはメディア史的な検討に知識社会学的な発想を組み合わせることにより、思想の流通経路と社会的基盤にも一定の見通しを得ていることは高く評価できる。惜しむらくは、加藤晩年の思想的境位の評価について十全な追究がなされていない嫌いはあるが、それも社会有機体説導入の意味の解明やドイツ語文献の翻訳作業の追体験などによって著者自身の手で解決の方途が示されつつあり、本論文の研究史上の意義を減じるものではなく、実証性に富んだ思想史研究として学界に寄与するところが大きいと判断できる。

2 最終試験

平成27年1月21日、人文社会科学研究所学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行なった。審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

3 結論

上記の論文審査ならびに最終試験の結果に基づき、著者は博士(文学)の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。